

公益社団法人福岡県社会福祉士会  
福祉サービス第三者評価機関 事業内容等に関する規程

規程第 37 号  
2008 年 3 月 6 日制定

( 目的 )

第 1 条 福祉サービス第三者評価機関公益社団法人福岡県社会福祉士会(以下「本会」という。)は、福祉サービス利用者の適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービスの質の向上を目的として福祉サービス第三者評価事業を実施する。

( 所在地 )

第 2 条 本会の事務局を福岡市博多区博多駅前 3 丁目 9 - 1 2 に置く。

( 評価対象事業所 )

第 3 条 本会は、児童福祉施設分野の児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、障害児・者施設分野の障害児・者施設、高齢者等福祉施設分野の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、救護施設の第三者評価事業を実施する。

( 評価調査者 )

第 4 条 本会には、2 名以上の評価調査者を置く。

( 事業責任者 )

第 5 条 本会に事業責任者を置く。

( 会計責任者 )

第 6 条 本会に事務局を置き、会計責任者を置く。

( 苦情解決 )

第 7 条 本会に、苦情解決責任者、苦情受付担当者を置く。

( 評価方針 )

第 8 条 本会は、評価の実施にあたって、別に定める評価手順に基づいて評価事業を行うものとする。また、サービス利用者及びその家族の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程に則った評価を行うものとする。

( 研修 )

第 9 条 本会は、第三者評価機関として事業者、利用者からの信頼をより高めるため、第三者評価に関する研修を継続して実施するものとする。

( 情報の管理 )

第 10 条 本会は、別に定める守秘義務規程に則って、第三者評価事業実施に関する情報全般を管理し、サービス利用者及びその家族並びに本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所に関する情報が第三者に漏洩しないよう適切な管理を行うものとする。

( 改廃 )

第 11 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 . この規程は、2 0 0 8 年 3 月 6 日から施行する。
- 2 . この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。